

## 退職記念原稿

# 名寄での教員生活を振り返って —法学と教育のはざまで—

松倉 聰史

名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 教授

---

### 【要約】

市立名寄短期大学の生活科学専攻の専任教員として私を採用していただいてから、19年を経過して、退職することになりました。私を採用していただいた選考委員の先生方、とりわけ、前田憲先生の温かい言葉やご配慮を決して忘れることはありません。

市立名寄短期大学から名寄市立大学へと4年制の大学に転換する過程で、4大化凍結の苦難があり、教員間での議論や結束に明け暮れたこともあります。さらに社会福祉学科の設置や文科省の審査のために、新たな科目に適合するために家庭を省みないほどに論文を作成した苦労を思い出します。この間、大学を取り巻く状況は少子化、受験生の志望傾向の変化、名寄市や地域社会の期待や不安を背負いながらも名寄市立大学は発展を遂げてきたといえるでしょう。

私は法学と教育という専門分野の教員でありながら、どこまでこの社会福祉学科に貢献できたかははなはだ疑問であります。しかしながら、こうして1年間の定年延長というご配慮をいただいて、社会福祉学科の教員を退職できることは幸いなことです。ここに私を導いてくださった先輩方の教員や、共に歩んできた教職員、同僚の社会福祉学科教員諸氏に感謝を込めて、寄稿させていただきたいと思います。

---

## 1 市立名寄短期大学に採用が決定した喜び

それは2001年の1月ごろ、前田憲先生からの電話が始まりでした。「きょう、教授会で全員一致をもって市立名寄短期大学の教員として正式に採用が決定しました」と一報があり、信じられないほどの喜びにあふれました。それまで、7年間も勤めた高校教員を退職し、北海学園大学法学部法律学専攻の修士課程2年間、博士課程5年間でようやく博士論文を書き上げ、博士号を取得したとはいえ、48歳にもなっていた時でした。その頃、いわゆるポスドク（博士号を取得しても就職の決まらない状態）で公募書類を提出しても、面接にさえ至らない状況に落ち込んでいました。男の子どもを3人抱え、長い間、生活を支え続けてくれた妻に申し訳なく思いながらも、「人生の道を間違えたかな・・・」と感じていました。

幼い子どもたちの世話をしてくれていた年老いた両親も、夜勤などで疲れていた妻も子どもたち3人も大喜びでした。

「市立短期大学ということは公務員としての大学教員だから、安定していいね」といった会話が繰り返されました。48歳の無職の人間がいきなり公立短期大学の教員になるのですから、雲の上にでも登る心境といつてもいいかもしれません。

前田先生からは、「あなたの高校教員としての7年間は、短期大学の指導にはとても役に立つと思います。何しろ、短大生は高校4年生、5年生といった感じですから・・・。それから、いずれ市立名寄短期大学は4年制大学をめざすという学内の意向にもふさわしいです。法学博士の研究業績もあり、選考委員の先生方は教授採用ということでしたが、私は重要な校務分掌の責任を果たしてから教授に上げたいので、助教授としての採用でいいだろうか」との話がありました。私は二つ返事で、「教授なんてとんでもないです。助教授をお願いします」と答えました。私にとっては、高校教員の7年間が不利益に働いて採用は決まらないのではないかと心配していたのですが、それがむしろ好条件に働いていたのです。公募に申し込んだ人数は23名で、日本教育法学会での若手や東京で非常勤講師をしているベテランまでもが応募していることをのちに知りました。東京大学大学院や慶應大学大学院を修了した研究者もいて、学会でも交流した人もいました。選考委員であった村本徹先生からは、「旭川というこんな近くに法学博士号を取った人がいるなんて、思いもしなかった」と言ってくださいました。それ以来、当時、生活科学専攻の責任者であり、社会福祉学科を設置するにあたっても的確な判断と指導で導いてくださり、先輩教員として同僚として尊敬して過ごしてきました。

校務分掌としては、最も激務といわれていた入試運営委員会の副委員長をまかされ、特に生活科学専攻は家庭科の女子教員の養成として多くの優秀な卒業生を出しながらも、定員割れを起こしている状況であり、児童専攻、栄養専攻の第2志望、第3志望者によつてようやく満たしている状況でした。当時、委員長は小古間先生で緻密で的確な運営をされていました。幸い、小古間先生は同じ中央大学出身で後輩であるということもあってか、すぐに打ち解けてさまざまなことを教えていただきました。しかし、2年目からは小古間先生はサバティカル制度を利用し、アメリカに一年間留学され、私が入試運営委員長をい

きなり担当することになりました。初めて短期大学に就職して2年目に入試運営委員長に就任するのは、他大学ではありえないと学会の先生方に聞いたことがあります。まして、経験者である小古間委員長は留学しているわけですし、なんと心細い限りでした。

しかし、温かくも強力な助っ人であった鈴木文明先生（故人）や工藤慶太先生に助けられて何とか乗り越えることができました。入学手続きをする人数を想定して合格者の線引きを提案するのが入試運営委員長の責任での決断であり、教授会で異論が提出されましたが、結果的にはうまく運ぶことが多かったと思います。補欠合格者の追加募集をする時には本人や保護者の意思を確認するには長時間が必要で、私の研究室に夜遅くまで鈴木先生、工藤先生、また寺山和幸先生まで集まってくれて、楽しい話や遊びまでして盛り上がったのを記憶しています。また、欠員を防ぐためにAO入試を実施して、課題レポートを提出してもらって入学者数をようやく満たしたこともあります。

この頃、市立名寄短期大学は、4年制大学に向けて改組開学へと学内での議論が進む中で、他方では前市長をはじめ一部の市民の4大化反対の声もあり、小泉首相の三位一体化路線のもと地方財政の縮小の動きがあり、当時の助役から4大化凍結の説明会がありました。教授会のメンバーが失意のまま、座っている中で村本先生が突然、立ち上がって椅子を机に無造作に押し込んで（蹴り入れたとの噂もあった）戸を開け、立ち去ったのが印象的でした。これで、4大化は夢として消えるのではないかと誰しも思ったはずです。しかしながら、ここからが鈴木文明先生が武勇伝のごとく語られた加藤唯勝道議会議員（加藤剛士市長のお父さん）のもとに駆け付け、加藤道議会議員が当時の島市長や助役を説得して、4大化が一気に進展する急転回がありました。

## 2 名寄市立大学の開学と社会福祉学科の創設へ

市立名寄短期大学から、名寄市立大学として4年制への開学、そして社会福祉学科の創設への道のりは決して、平坦な過程ではありませんでした。当時の市長経験者、市議会の有力議員や市民の中にも4年制大学に反対する勢力はありましたし、3万人ほど（当時の人口で公立4年制大学にした例は全国でも皆無でもあり、現に4年制大学断念を表明する公立短大もありました。

しかし、市立名寄短期大学の現状を分析するならば、生活科学専攻は女子教育の初期においては家庭科教員養成として全盛を誇ったものの、家庭科教員の採用が激減しており、栄養専攻にても管理栄養士の資格取得をめざす必要があり、児童専攻は募集や就職が順調であるが先駆的な学科への転換がいずれやってくるだろうとの予測ができました。また、看護学専攻も3年制による正看護師資格が取得できるものの高学歴化が必要な時代を迎えていました。

このまま、短期大学のままでは伝統ある市立名寄短期大学が消滅していくのではないかという危機意識を多くの教員が共有していたのではないかと思います。

そして、市立名寄短期大学を公立4年制大学にするために、学内から松岡義和先生を学

長に擁立し、4年制大学を推進する決意の堅い先生方が一同に集結する会合が市内で開かれたことを記憶しています。これまでのよう、北大を退職された教授を招聘して学長とするのではなく、大学内部からの結束によって擁立された最初の学長だったと思います。北見市の中学校で美術の教諭をしておられ、劇作家として名寄市民劇を立ち上げ、市民の支持も厚い学長でした。私も市民劇の役者として採用されて、「名寄鉄道物語」では主人公の父親役を演じた楽しい思い出があります。

### 3 法学と教育のはざまで

私ごとですが遡って、私の生いたちから振り返りたいと思います。私は道北の田舎めぐりの中学校教員の三人兄姉の末っ子として生まれました。愛情深く、温かい家庭のもとで育ったと思います。母も家庭科の教師で父とは同じ職場での恋愛結婚だったと聞いています。母はとても優しく、教師だったせいか、「勉強しなさい」とは言わずに、自然に机に向かう習慣が身についてしまう育て方をしてくれました。父は農家出身で、農作物を作ったり、花畠を作るのがとても得意でした。中学校の花壇コンクールがあり、父が作った花壇は噴水があったり、いつも上位入賞でした。ただ、私は農家の人々が毎日のようにやって来て居酒屋状態になり、同じ職場の教員達が酒を飲んでは議論をしたり、歌ったりする家がいやで絶対、お酒を飲まない、教育者にはなるまいと決めていました。

和寒町西和中学校では38歳で教頭になった父は、教師からも農民からも尊敬されていたと思います。一番の思い出は、西和小学校1年だった頃、小学校の校長先生が家にやってきて、僕を膝の上に乗せて、しみじみと話してくれたことがあります。「かしこそうな子どもたちで、お兄ちゃんは北大に行くが弟は東大に行くぞ」と話してくれたことを今でも思い出します。東大がどんな大学なのかはまったくわからないまでも、校長先生の膝の上でほめられたことは、自分にとっては大きな自信につながり、また兄へのライバル心にもなったように思います。

父は非常に教育熱心で、社会科、技術・美術も教える教師でしたが、小さな学校で免許外の英語まで教えていました。その頃、全国一斉学力テストが大きな問題となっていた時代でした。昭和36年に旭川市立永山中学校で旭川学力テスト事件が起り、校長が学力テストを実施するために自らテスト用紙を抱えて教室に入ろうとするのを北教組や自治労の組合員が阻止し、建造物侵入罪、共同暴行罪および公務執行妨害罪に問われ、最大の教育裁判になりました。憲法学や教育法学で必ず学ばなければならない、国民の教育権と国家の教育権とが争われ、当時の憲法学者や教育法学者が最高裁大法廷で論争する事件でもありました。第一審判決旭川地裁、第二審札幌高裁判決では学力テスト実施は甚だ重大な違法があり、公務執行妨害罪は成立しないとの判断が下されました。そのころは高度経済成長の時代であり、中学校卒業で都会に就職する生徒は「金の卵」ともてはやされ、農漁村の貧しい家庭の優秀な生徒は国立高専に進学して中小企業のエリートを目指し、その他の比較的裕福なわずかな優秀な生徒のみが大学を目指して進学するという状況でし

た。教頭であっても北教組の組合員であった時代の父は、和寒町の教育委員会に訴えて、全国一斉学力テストの問題点を強く訴えていったようです。①まず、生徒や地域住民をも巻きこんだ混乱を避けることを前提としたこと、②自ら免許外の英語を教えなければならない過疎の農村の教員不足と都会の教育環境の充実した中学生を偏差値で不公平に比較して一律に区切って評価することは問題であること、③全国で統一問題とすることで進度の違いを無視していること、④教師を科目の成績によって科目主任や学年主任といった中間管理職手当によって組合員を分断する政策に反対し、⑤平和的に教育委員会に訴えることによって専門の免許取得した教員の充実を勝ち取った和寒方式が確立したと酒を飲んでは聞かされました。

その後、旭川で学力テストに強硬に反対した英語の実力教師が父の中学校に左遷されてきたようです。その先生がのちに、北大大学院に進み旭川医科大学の哲学の教授になった岡田雅勝先生でした。岡田先生は毎日のように家に来ては、ビールを飲んで父と食事をして、テレビで野球観戦をしていく日々でした。中学生だった姉と兄は英語を岡田先生から教わり、実力が格段に伸びたのだと思います。しかし、お酒を飲みながら、「一生懸命、中学生の学力を伸ばす教育に全力を尽くしてきたが、農家の跡継ぎの生徒がみんな村を捨てて都会の高校へ進学して、戻ってこなくなってしまった。農家の皆さんに申し訳ない気持ちが残る」と話していたのを思い出します。

そして父に和寒町の小さな学校の校長先生になる話が持ち上りました。父にとっては魅力的な話だったのだと思います。姉は越境入学で旭川東高校に入学したのですが、その当時の小学区制という方針で兄は和寒高校に入学しなければならないはずでした。母は、父の校長職よりも中学三年生だった兄をどうしても旭川の高校に入学させたいと思っていました。そのころ上川地方の教育委員会と旭川市内の教育委員会が別組織だったようで、異例なことに父は教頭から降格してまでも6月に旭川市神居中学校の平教員になって、転勤しました。

野球も好きで良く兄とも遊んでのびのび過ごした和寒町西和での思い出ばかりですが、兄も真剣に勉強するようになったのは父の姿を見てのことだったと思います。その後、兄は旭川西高校に進み、東北大学法学部に進み、在学中に司法試験に受かり、学生結婚をして大学を卒業しました。

私も旭川東高に入学し、中学時代から同期でよく知っていた金平茂紀君（中学校から塾が一緒で、彼は旭川東高から都立西高に転校し、東大に進学しTBSの看板記者として活躍中）など、優秀な生徒がいっぱいいました。私もいつか兄の影響もあって、中央大学法学部に入学しました。兄のように在学中に司法試験に受かりたいと思いながらも、地に足のつかない勉強に明け暮れていたように思います。29歳で司法試験に落ちた時には、自分に限界を感じるようになっていました。

そのとき、父から「人間、至る処に青山あり」との言葉を教えられ、旭川に帰ってきて教員を目指さないかと言われました。この言葉は、幕末の僧である釈月性が「世の中に死

に場所はいくらでもあるのだから、志を持って故郷を出て活躍するべきである」という教えを意味するようです。私はよく誤用される、「人間はどこへ行っても恵まれた環境や景色に出会うのだから、気楽に生きろ」というぐらいの意味にとらえていました。でも、この言葉は新しい挑戦の言葉でもあり、真の男はどこでも自分の居場所を見つけられるものだとの意味に捉えて、故郷の旭川に戻りました。

私は教職課程科目の単位を取得していなかったため、地元の旭川大学二部といふいわゆる夜間部に三年生として編入しました。ここでの学生生活は私に大きな教育に対する価値観の転換をもたらしたと思います。二部には市役所などの公務員として働いていたり、自衛隊で仕事している仲間が目をこすりながら、必死で学んでいる学生が多くいました。私立大学の法学部というマスプロ教育の場では出席も取らないので、怠けて休んだり、他大学で潜りの授業を受けていたりしていたのですが、真剣に教育学を学んだと思います。忘れられないのは、現在、旭川大学の学長をしている山内亮史先生が助教授の時代の教育原理の授業です。ルソーの「エミール」はもとより、「告白」（懺悔録ともいう）で自伝的な罪の告白をするシーンを語るとき初めて、授業で涙がこぼれました。

こうして教員免許を取得して、私は私立の高校教員として7年間、勤めることになりました。しかし、その当時の私立高校は服装髪型の厳しすぎる管理主義教育と部活動指導の体罰がありました。そして、自分の担任するクラスでもいじめが起き、教頭から「いじめが起きた場合には担任は辞める覚悟をせよ」との言葉があり、辞職する決断をしました。でも、そのクラスの生徒とはいまでも親交があり、最も印象に残る生徒たちばかりです。

#### 4 大学院で再び法学を学ぶ道へ

私が高校教員を辞めようと決意している時に、北海学園大学大学院法学部法律学専攻で博士課程を設立しており、私が司法試験を目指している時に東大の憲法学で人気教授だった小林直樹先生が大学院の教授に就任していることを知りました。私は東大の憲法学の小林先生の授業にこっそり潜り込んで聞いていました。当時は、他大学を渡り歩く潜りの「ニセ学生」がいましたし、学生証も見せずに授業を聞いていたものです。

大学院の試験に受かって、小林先生に「ニセ東大生でよく授業を聞かせていただきました」というと大喜びしてくださり、ゼミ長として昼食をご馳走になったり、自宅に招かれて奥さんの手料理をいただいたり、層雲峠に旅行に行ったりさせていただきました。

また、私の担当教官は千葉卓教授で、山内亮史先生の大学時代の後輩にあたり、北大でも教育法を教えていた先生でした。千葉先生は憲法と教育法を専門としており、「教育を受ける権利」というアメリカ、ドイツの教育法判例をまとめた大著を執筆し、教育法学会でも多くの業績を残していました。また、平和憲法学で有名な北大名誉教授の深瀬忠一先生の弟子でした。深瀬先生からも、私は憲法学の著名な先生方の講演会にも誘っていたとき、熱心なご指導を受けました。深瀬先生は北海道平和教育学会を主催しておられ、私もクリスチャンであったため、深瀬先生と同じ札幌独立教会というクラーク博士や内村鑑

三のゆかりの教会に通うことが多く、学会にも参加させていただきました。

私が学ぼうとした分野は、まだ専門家の少ない「子どもの権利条約」であり、注目されていた「子どもの意見表明権」の法的性格をテーマに修士論文を書き上げようとしていました。しかし、文献はほとんど読み終えていたものの国連審議過程の資料が手に入らず、特定の学者の意見に引きずられて独自の解釈ができないでいました。

そこで、千葉先生から、当時、最も多くの論文を書いていた喜多明人先生に電話をしてみたらと言わされました。大学の先生に電話するとは恐れ多いと思いながら、喜多先生に電話をすると「すぐに東京に来なさい」と言われ、喜多先生の自宅に直行しました。奥さんも優しい方で、喜多先生の持っている資料を段ボール箱にいっぱいに入れて、翌日、立正大学の学生さんがコピーを手伝ってくれて、郵送しました。この資料によって、国連での審議過程の各国の議論がわかり、いわゆる立法意思を確認することができました。さらに喜多先生は「子どもの意見表明権」の解釈の参考にと次々に一橋大学の教授や明治大学の教授を紹介してくださり、喫茶店でたっぷり議論を交わすことができました。それまでの国内では、子どもの意見表明権の法的性格は子どもの自己決定権であるという学校の厳しい管理主義に突破口を見いだすことこそが重要であるとの主張が強かったように思います。しかしながら、ユニセフの見解では「話すこともできない極めて幼い子どもでも願望や要望を伝えることができる」という理解を知り、むしろ自己決定できない幼児や障がいのある子どもにも意見表明権を拡大して解釈することにより、子どもの権利条約のめざす最善の利益を追求する手続き的参加権とする私見を固めることができました。喜多先生は「来る者は拒まず、去る者は追いかける」との信念を持っておられると最近、知りました。喜多先生なくして、私は修士論文さえ、書き上げられなかつたのではないかと思います。

修士課程を修了したら、どこかに就職できるのではないかと考えていた私ですが、「法学分野での就職は博士号を取得しなければ無理だ」と千葉先生に説得され、博士課程に進みました。大学院での苦労は博士課程に進んでからが地獄のような日々でした。北海学園大学学長でもあった熊本先生から、アメリカ法や判例解釈を基礎から徹底的に教わりました。ランダムハウスという大きな英和辞書を抱きかかえ、ハーバード・ローレビューなどの文献を読み、連邦最高裁判所の判例を訳していく毎日が始まりました。高校の英語部で劇をやり、英語に自信があったつもりでも歯が立ちません。まして、アメリカの判例を読んで論文にするというのには膨大な時間と労力が必要でした。千葉先生からは「アメリカ判例を訳すだけではなく、日本に導入して役立つ新たな判例法理を紹介できなければ博士号は無理である」と言われました。どの分野を研究するかを間違えば博士号はおろか、水の泡になるということでした。最初、障がい者の教育を受ける権利を研究対象にしようと思っていましたが、千葉先生からストップが出ました。そのころは理解できませんでしたが、今では博士論文である「アメリカにおける生徒の表現の自由—ティンカー判決以後の判例の分析を中心にして—」をテーマにして、本当に良かったと思っています。

ティンカー判決とはアメリカのアイオワ州の高校生徒と中学生がベトナム戦争介入の

反対と休戦支持を表明するために黒い腕章を付けて登校してきたのに対し、学校当局は事前に規則を制定し、停学処分とした事件です。連邦最高裁は1969年に「修正第1条の表現の自由の権利は、学校という特殊な環境を考慮しても、・・・生徒あるいは教師が校門のところで、言論や表現の自由を放棄するなどと主張することは到底できない」と判示した。それ以後の1988年のヘイゼルウッド判決によって確立した法理論を領域的二分論として紹介しました。

この研究の要約した論文を、喜多明人先生が編集代表であった「子どもの権利研究」創刊号に載せていただきました。同じ創刊号には、名寄市立大学で同僚となり、友人でもある塚本智宏教授のヤヌシュ・コルチャックの研究論文が掲載されました。私がようやく博士号を取得したものの、48歳という年齢に達しており、喜多先生もいろいろな機会に私を連れ出してくださいましたが、「この人の就職、どうしたらいいだろう」と言われていたことを思い出します。大学院時代によく見た夢は、高校教員のころに教壇に立っている自分の姿でした。やはり、父親のように、「自分は教育者になりたい」という「蛙の子はカエル」なんだなと自覚する日々を過ごしました。

## 5 社会福祉学科の創設からの歩み

名寄市立大学社会福祉学科を創設するには、いわゆる「マル合教員」が必要だということと私は社会福祉学の専門ではありませんでしたが、博士号を取得できたおかげもあって、社会福祉学科に所属することができたと思います。また、社会福祉学科に応募する学生の三分の一といつても良いほど、教育大学が第一志望であったり、特別支援教諭になりたいという方が多かったのではないかでしょうか。私が中学校社会科教員免許と高校教員免許を取得し、教職課程委員会に常に所属して、教育実習訪問をしてきて、教員になった卒業生も少なからずいます。また、児童学科、社会保育学科の指導もしてきたことで幼稚園教諭や保育士の方々が教え子だったという方も多くいます。

私の教育する分野も4学科の共通科目であったり、複数学科を教えることが多く、4年制の大学と短期大学部で同じ科目を2回教えることもあったため、持ちコマ数は常に多い教員だったのではないかと思います。あえて多くの科目を教えることを厭わず、かえって看護学科の看護法規などを教えたこともあります。いつか大学がつぶれる時代がやってきて、短期大学時代にいつか消えてしまうのではないかという恐れがあったからかもしれません。

社会福祉学科になってからも、この大学の存続は大丈夫かと募集状況を気にしてきました。小さな大学だからこそ、大学の教員が結束し、安心して働きやすい環境をつくり、学生にとっても学びやすく、信頼される教員であることが必要だと思います。

初代の久保田学長から、社会貢献のために名寄家庭裁判所や簡易裁判所の調停委員を引き受けってくれないかと言われました。大学教育に差し支えない程度に月に2、3回の調停を行うことにより、法学を専門として学んできたことが生かされ、また自分自身の家庭や

生き方を考えさせられる良い機会となっています。また、調停委員の方々は社会で立派に貢献してきた先輩方が多く、交流も楽しく、有意義でした。

また、法学を学んできて法律家を目指したこともあるってか、人権擁護委員（長）を長く経験してきました。人権擁護委員として最も心がけたことは、ハラスメントを起こさないための環境づくりであり、多くの弁護士や大学のハラスメントの専門教員や研修の場を多く設け、問題解決に奔走したことです。本学でもハラスメントで問題となったケースに携わり、初代の久保田学長の心痛や青木学長の謝罪の姿を思い出すとき、胸が痛くなり、人権擁護委員も心に傷を負ったと思います。私がお世話になった先輩教員の事例を扱ったこともあります、守秘義務の背負ったままで心苦しさを覚えないわけではありません。

今、名寄市立大学を退職するにあたり、とても居心地の良い大学であったという印象が一番です。自由な発言も許容される教授会のあり方、組合員として互いの労働環境を思いやり、事務職員の協力にも本当に助けられました。また、社会福祉学科の教員はもとより、教養教育部や他学科の先生方にも本当にお世話になりました。さらに名寄市立大学の学生は、授業中の私語もなく、真剣に授業を聞いてくださり、よく勉強してゼミや卒業研究にも取り組み、国家試験にも挑んで合格率を確保して本学の名声を維持してくれました。

大学院時代に尊敬する行政法、憲法の著名な和田英夫教授（明治大学名誉教授、駿河台大学学長）から、大学教授として三つの心得を教えられたことを記します。一つは、教員として学生への良き教育者であり、研究者でなければならない。二つ目に、学務分掌としての公務をしっかりと尽くさなければならない。三つ目が、後輩教育者を育成しなければならないということです。

私はその言葉をどれほど達成できたかは疑問と言わなければなりません。まだまだ道半ばであり、未完成な大学教員であり、今後も努力を続けられたらと思っています。

最後に名寄市立大学が社会福祉学科をはじめ、すべての学科および教養教育部も含めて、みなさんが健康であり、名寄市立大学の発展を祈っています。